

ジャパンネット銀行
JNB-FX（外国為替保証金取引）取引説明書

株式会社ジャパンネット銀行
www.japannetbank.co.jp

関東財務局長(登金)第 624 号
(2010 年 6 月 7 日改定版)

目次

JNB-FX（外国為替保証金取引）説明書 （お客様の判断に影響を及ぼす重要事項）	… p. 3
取引説明ガイド	… p. 13

JNB-FX(外国為替保証金取引)取引説明書【必ずお読みください】

(お客さまの判断に影響を及ぼす重要事項)

本説明書は、株式会社ジャパンネット銀行（以下「当社」といいます。）が取り扱う外国為替保証金取引「JNB-FX」についてのお客さまと当社との取り決めに関するものです。

JNB-FX（外国為替保証金取引）は、外貨に投資する金融商品です。取引額は、お客さまの選択により、お客さまが預け入れた保証金（預入保証金）に比べて大きくなる場合があります。また、元本保証されたものではなく、投資金額以上の損失を被る可能性があります。

取引を開始するにあたっては、本説明書の内容をよく読んで、十分ご理解いただいたうえお取引ください。

- (1) お客さまが JNB-FX において行う取引額は、お客さまの選択により、お客さまが預け入れた保証金（預入保証金）に比べて大きくなる場合があります。
- (2) JNB-FX（外国為替保証金取引）は、元本保証されたものでなく、外貨に投資しているため、お客さまの予想に反して為替変動・金利変動が発生した場合、預入保証金に対し、あるいは預入保証金の額を超えて損失を被る場合があります。
- (3) JNB-FX では、為替変動・金利変動による損失を限定的にする機能（ロスカット）が用意されていますが、外貨に投資しているため、お客さまの予想に反して急激な為替変動が発生した場合、預入保証金を超える損失を被る場合があります。
- (4) お客さまが JNB-FX（外国為替保証金取引）を行うにあたっては、下記の所定の手数料がかかります。（2009年12月現在）下記手数料を変更する場合は、当社所定の方法により通知します。

■取引手数料：新規ポジションの注文や決済時にかかる手数料

取引手数料（片道）

1,000 通貨 ～ 9,000 通貨	50 円（1,000 通貨あたり）
10,000 通貨以上	30 円（1,000 通貨あたり）

※消費税はかかりません。

※デイトレード割引：日計り商い時、手数料は片道分のみです。

当社が定める 1 日の取引時間は、冬時間の場合は午前 7 時～翌朝午前 6 時 40 分、夏時間の場合は午前 6 時（月曜日は午前 7 時）～翌朝午前 5 時 40 分までとなっております。したがって、この取引時間内に行われた売買取引のうち、同日中に行われた決済取引が日計り商いとなります。

取引手数料は、決済注文が成立したときに一括で徴収します。

■スワップポイント振替事務手数料

ポジションを決済せずにスワップポイントのみを振り替える際にかかる手数料

スワップポイント毎に振り替えるスワップポイントの5.25%、
上限1,050円

※消費税含む

FX保証金には、本手数料を差し引いた金額を振り替えます。

- (5) お客さまと当社との取引は店頭取引であり、カウンターパーティー（取引の相手方）の「株式会社外為どっとコム」（金融商品取引業者）
<ホームページ <http://www.gaitame.com/>>へカバー取引されています。
- (6) 当社は、お客さまから預託を受けた保証金を、金融商品取引法の規定に基づき、株式会社三井住友銀行へ金銭信託を行う方法により当社の財産とは区分して管理しています。保証金の区分管理必要額は、お客さまからの預託を受けた保証金に、実現損益、評価損益及びスワップ損益を加減算した金額とし、毎営業日を計算基準日として確定した上で、追加差入れが必要な場合には、計算基準日の翌日から起算して2営業日以内に株式会社三井住友銀行に追加信託することにより、区分管理必要額以上の残高を維持します。
- (7) 当社及びお客さま資金の預託先の業務及び財産の状況が悪化した場合、保証金その他のお客さま資金の返還が困難になることで、損失が生じるおそれがあります。
- (8) JNB-FXは、お客さまと当社との取引がカウンターパーティーへカバー取引されることにより成り立っているため、当社およびカウンターパーティーの信用状況によっては、お客さまのお取引が困難になり、預入保証金を超える損失を被る危険があります。
- (9) 金融商品取引法第37条の6の規定は、JNB-FX（外国為替保証金取引）には適用されません。

以 上

登録金融機関：株式会社ジャパンネット銀行

登録番号：関東財務局長（登金）第624号

加入する金融商品取引業協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体：全国銀行協会

<当社の概要（2010年6月7日時点）>

設立年月日：平成12年9月19日

資本金：37,250,000,000円

本店所在地：東京都新宿区西新宿2-1-1

代表者：代表取締役社長 村松 直人

業務の種類：銀行業・登録金融機関業務

JNB-FX（外国為替保証金取引）に関するお問い合わせ先

FXカスタマーセンター 0120-828986／フリーダイヤル（携帯電話・PHSからは03-6739-5010／有料）

受付時間：平日、祝日9時～17時

※ 土曜日・日曜日、年末年始・クリスマス（一部）、その他当社が指定した日は受け付けしていません

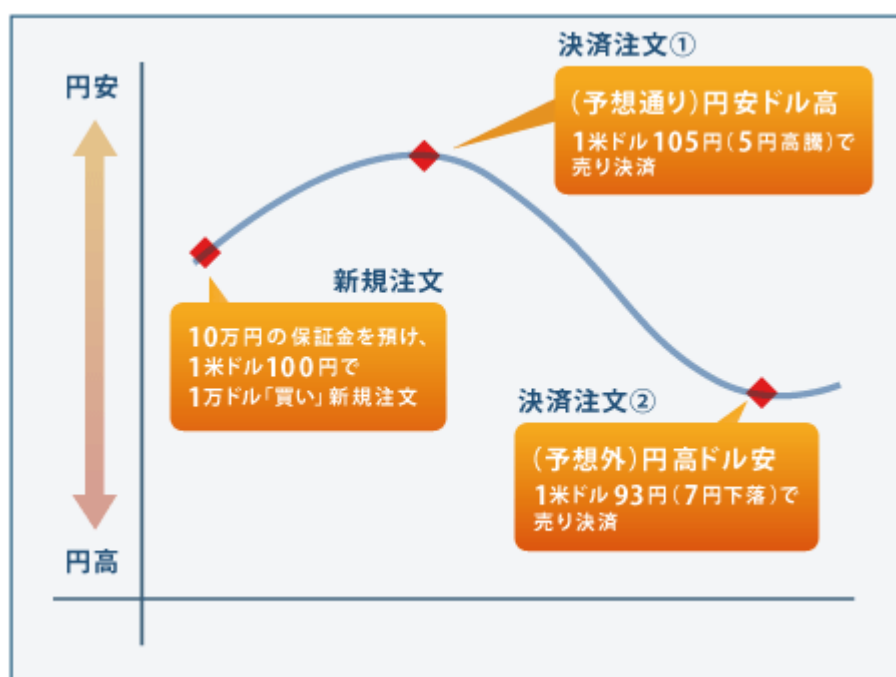
お客さまの判断に影響を及ぼす重要事項

1. リスクについて

(1) JNB-FXにおいて、以下の相場変動等によって、預入保証金の損失や預入保証金以上の損失を被る場合があります。

①為替変動リスク

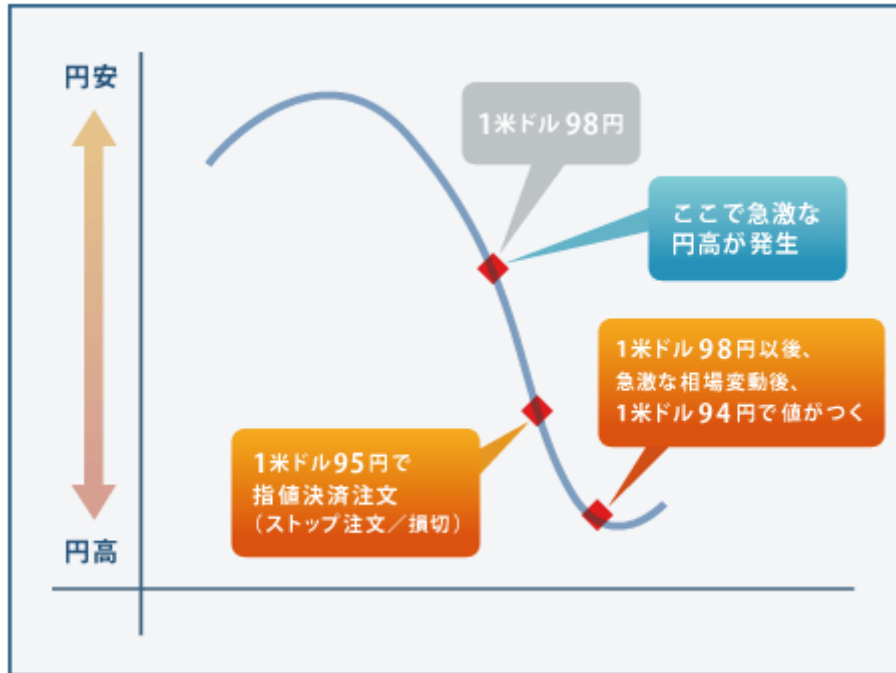
為替変動によって、預入保証金に対し、損失が生じることがあります。



① 利益	予想どおり、円安になり、5万円の利益[1万米ドル×(105円-100円)] 保証金残高 15万円[預入保証金10万円 + 5万円]
② 損失	予想外に、円高となり、7万円の損失[1万米ドル×(93円-100円)] 保証金残高 3万円[預入保証金10万円 - 7万円]

予想とは反対方向に為替相場が変動した場合には、為替差損が発生し、預入保証金に対し損失を被ることになります。またさらに円高に進んだ場合は預入保証金以上に損失を被る場合があります。

急激な為替変動の場合、お客さまが指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）があり、意図していない損失を被ることがあります。



上記のように急激な為替変動が発生し、1米ドル98円の次に、94円の値がついた場合、95円でストップ注文を入れていても決済されずに、94円で決済される場合があります。

②金利リスク

スワップポイントの受払いは、各国の景気や政策など様々な要因により、日々変化しますので、場合によっては受払いの方向が逆転するリスクがあります。

パターン		注文形態	スワップポイント	例
①	低金利通貨 で 高金利通貨	買い	受け取り	日本円 で NZドル
②		売り	支払い	
③	高金利通貨 で 低金利通貨	買い	支払い	NZドル で 日本円
④		売り	受け取り	

現在、日本円は他国通貨に比べて低金利のため、円ベースの取引であれば、パターン①②が該当するケースが多いですが、今後日本での利上げや他国での利下げにより、日本円が他国通貨より高金利通貨になると、スワップポイントの受け取り・支払いが逆転することが考えられます。

③市場流動性リスク

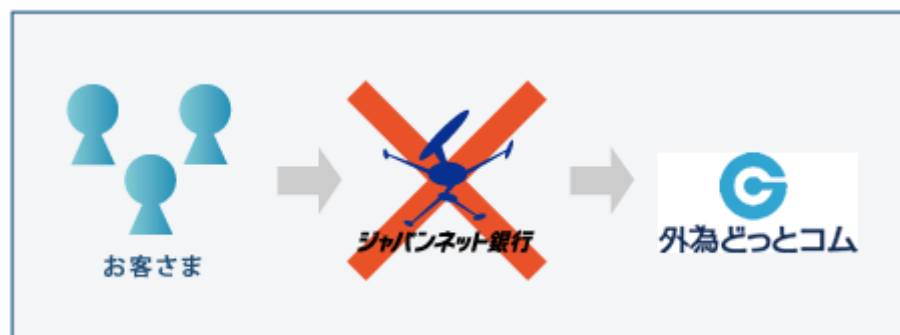
流動性の低い通貨でのお取引は、当社の通常の取引時間帯であってもマーケットの状況によっては、レートが困難になる場合があり、お取引が困難または不可能となる可能性もあります。

たとえば戦争やテロがおこると、外国為替市場への参加者が減ることがあり、取引したいレートで取引が成立しない場合や、取引自体が不可能または困難となる場合があります。

- (2) 当社やカバー先の株式会社外為どっとコム業務や財務状況によって、預入保証金の損失や預入保証金以上の損失を被る場合があります。

①信用リスク

当社やカバー先の株式会社外為どっとコム信用状況の悪化（経営状態が悪くなること）によって、お客さまが保有するポジションの解消ができなかったり、保証金の全部または一部が返還されない可能性があります。



当社または保証金の預託先の信用状況（当社または保証金の預託先の経営状態が悪くなること）により、お客さまからお預かりした保証金の一部または全額が返還されない場合や、他のリスクと重なることにより保証金以上の損失が発生する可能性があります。また、預金保険による1,000万円までの保証の対象にもなりません。

<当社の健全な経営への取り組み>

信用リスクを判断するには、格付会社による「格付け」を用いるのが一般的で、当社は日本格付研究所（JCR）より、長期優先債務格付A（シングルAフラット）を取得しております。また銀行法で求められる自己資本比率は、36.16%（2010年3月末実績）と、国内を中心に活動する銀行が求められている4%を大きく上回っており、お客さまに安心してご利用いただけるよう健全な経営に努めています。



お客さまの注文については株式会社外為どっとコムへカバー取引を行っております。そこで、カバー先の信用状況（経営状態が悪くなること）によっては、FX取引は中止され、ポジションが決済できないなど、お客さまの取引に損失を被る場合や他のリスクが重なることにより預入保証金を超える損失が発生する場合があります。

②システムリスク

お客さまのログイン ID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客さまに損失が発生する可能性があります。さらに、システム障害や通信障害により取引できない場合があります。

<当社の安定したシステムへの取り組み>

当社のシステム構成は、1 台に障害が発生しても、もう 1 台に切り替えて取引ができるように冗長化構成をとっています。また、大規模な災害がおこっても遠隔地のデータセンターに切り替えて運営できる体制を敷いており、安定した取引が設定できるよう努めております。

(3) その他のリスク

①レバレッジリスク

外国為替保証金取引ではレバレッジ（てこの作用）を効かせた取引が可能のため、預入保証金よりも大きな取引ができ、大きな利益を得ることが可能ですが、逆に、預入保証金をすべて失う、あるいは預入保証金を超えて損失を被る可能性もあります。

・レバレッジ 2 と 10 の比較(米ドル買いで新規注文した場合の例)

レバレッジ	預入保証金	取引数量	新規注文レート	決済注文レート	為替損	保証金残高
レバレッジ 2	10 万円	2 千ドル	1 ドル =	1 ドル =	▲1 万円	9 万円 (10 万-1 万)
レバレッジ 10		1 万ドル	100 円	95 円	▲5 万円	5 万円 (10 万-5 万)

預入保証金に対しレバレッジを高くすることで、為替変動による為替損も大きくなります。

②税務リスク

将来、外国為替保証金取引または外国為替に対する税制等が変更された場合、本取引が影響を受ける可能性があります。

2. 売値と買値の差

為替レートの Bid（売値レート） Ask（買値レート）には差があり、またポジションを保有することで、スワップポイントを支払う場合がありますので、為替変動がない場合であっても預入保証金に対し、損失を被る場合があります。

3. レバレッジ

JNB-FX はレバレッジを効かせた取引が可能であり、預入保証金を上回る取引ができます。

レバレッジ	実質倍率
レバレッジ 2	2 倍～3 倍程度のレバレッジ
レバレッジ 5	5 倍～7.5 倍程度のレバレッジ
レバレッジ 10	10 倍～15 倍程度のレバレッジ
レバレッジ 20	20 倍～35 倍程度のレバレッジ

4. 取引に必要な保証金

JNB-FX の取引にあたっては、各通貨ごとの相場に応じた保証金が必要になります。

必要保証金変更基準レート（全通貨ペア共通 1,000 通貨単位レバレッジ 10 の場合）

対円レート	必要保証金（円）
～29.99	2,000
30～49.99	4,000
50～79.99	5,000
80～99.99	8,000
100～149.99	10,000
150～199.99	15,000
200～	20,000

※必要保証金はレバレッジが異なる場合や為替相場の変動によって変わります。

変更基準については取引説明書「21. 必要保証金」をご確認ください。

※ユーロ/米ドルの必要保証金については、ユーロ/円と同じものとします。

※英ポンド/米ドルの必要保証金については、英ポンド/円と同じものとします。

※米ドル/スイスフランの必要保証金については、米ドル/円と同じものとします。

リスクの詳細

- 外国為替保証金取引にはさまざまなリスクが伴います。お客さまは取引を開始するにあたり、下記の内容をご確認のうえ、商品性およびリスクについて十分ご理解いただく必要があります。
- 外国為替保証金取引は元本が保証されたものではありません。取引の開始後に、外国為替レートがお客さまにとって不利な方向に変動した場合は、お客さまは損失を被ることとなり、マーケットの変動によっては損失の額は預託していただいた金額を上回る可能性があります。
- 外国為替保証金取引はすべてのお客さまに無条件に適しているものではありません。お客さまの取引目的、経験、知識、財政状態、財務計画など様々な観点からお客さまご自身が取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分にご検討ください。

(1) 為替変動リスク

外国為替市場では、24時間常為替レートが変動しています（土曜日・日曜日・一部の休日を除く）。相場がお客さまの予想と反対方向に進んだ場合、為替差損が発生します。外国為替保証金取引の相場の変動により損失が一定額を超えたときは、保証金の追加差入れが必要になります。

また、損失を限定させる注文（ストップ注文）やロスカットを設定しても、相場が急激に変動した場合等は、お客さまが指定されたレートやロスカット設定率よりも不利なレートで約定する可能性があります。

(2) レバレッジ

外国為替保証金取引ではレバレッジ（てこの作用）による高度なリスクが伴います。実際の取引金額に比べて必要保証金の額は小さいため、相対的に大きなポジションをお持ちになれば小さなマーケットの動きによって口座の資産価値は大きく変動することになります。マーケットがお客さまのポジションに対して一定の割合以上不利な方向に変動した場合、レバレッジの効果を下げため、保有する一部または全部のポジションを決済するか、あるいは新たに資金を預託していただくことがあります。さらに市場がお客さまのポジションに対し急激にかつ大きく不利な方向に変動した場合、お客さまの損失の拡大を防止するため、お客さまの保有するポジションの全部が強制的に決済される可能性もあります。保証金取引では預入保証金に対し過大なポジションを保有することにより、相対的に小さな資金で大きな利益を得ることが可能ですが、逆に、預入保証金をすべて失う、あるいは預入保証金を超える損失を被る可能性もあります。

(3) 信用リスク

JNB-FXでは、組織化された取引所を経由せず、相対取引（OTC＝Over the counter 取引）によって行われます。

OTC取引での外国為替取引は、有価証券や商品先物などの取引所取引とは異なる独自の規制に基づいて管理されます。そのような性質からOTC取引では取引の執行を当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより多くなります。お客さまは外国為替保証金取引を開始される前に、取引の性質とそれに伴うリスクについて理解する必要があります。

なお、JNB-FXではカウンターパーティー（取引の相手方）の「株式会社外為どっとコム」（ホームページ<http://www.gaitame.com/>）へカバー取引されています。カウンターパーティーに不測の事態が生じた場合、円滑にお客さまが保有するポジションの解消ができなくなるおそれがあります。

JNB-FXでは、お客さまより預託を受けた保証金を、法令の規定に基づき、金銭信託を行う方法により当社の財産とは区分して管理しています。ただし、お客さまが保証金を預託してから金銭信託が行われるまでの間には時間差があるため、その全額が信託されていない場合があります。また、保証金は公的保険機構または公的保護の対象でないため、当社、保証金の預託先またはカウンターパーティーの破綻などにより、保証金の全部または一部が返還されないなど、不測の損失を被る可能性があります。

(4) 金利変動リスク

外国為替保証金取引は、通貨の交換を行うのと同時に金利の交換も行なわれ、日々スワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントの受払いは、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、その時々々の金利水準によってスワップポイントの受払いの金額が変動したり、場合によっては受払いの方向が逆転するリスクがあります。またお客さまがポジションを決済するまで、スワップポイント受払いが発生します。

(5) 流動性リスク

マーケットの状況によっては、お客さまが保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となる場合があります。外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際・週始のオープンにおける取引、あるいは普段から流動性の低い通貨での取引は、当社の通常の営業時間帯であってもマーケットの状況によっては、レートへの提示が困難になる場合もあります。また、天変地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨の取引が困難または不可能となる可能性もあります。

(6) システムリスク

JNB-FX ではインターネット環境を利用した電子取引システムでの取引になります。電子取引システムでの取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客さまが売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。また、当社トップページのシステムメンテナンス時の取引に用いられる JNB-FX 用ログイン ID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客さまに損失が発生する可能性があります。

さらに、システム障害が生じ、それが当社の責に帰する場合も帰さない場合も、相対取引がゆえに障害時の妥当な価格の確定ができないことから、それによるお客さまの得るべきであった利益または発生した損失については、当社は一切その責めを負わないものとします。

(7) 税務リスク

将来、外国為替保証金取引または外国為替に対する税制等が変更された場合、本取引が影響を受ける可能性があります。

このように外国為替保証金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に理解され、お客さまの資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断される場合にのみ、かつお客さまの責任において取引を行ってください。

取引説明ガイド

1. 外国為替保証金取引とは

外国為替保証金取引とは事前に一定の保証金を預けることにより、少額の資産で大きな外国為替取引を可能とする取引です。約定代金（想定元本）の受渡を伴わず、買った通貨を転売、もしくは売った通貨を買い戻すことを原則に、一連の売買の差額（損益）のみ差金決済する取引です。

2. JNB-FX 口座開設について

外国為替保証金取引は、リスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。当社で JNB-FX 口座（外国為替保証金取引口座）を開設していただくにあたっては、原則として次の要件を充たしていただく必要があります。

- (1) 当社に普通預金口座を開設していること
- (2) 本取引の仕組み、リスクについて十分理解し、お客さまの判断と責任においてお客さまの資金によりお客さまのために取引いただけること
- (3) 本取引に関する約款・規定・取引ルール並びに当社の関連する他の約款・規程の内容を承諾いただけること
- (4) 当社から電話および電子メールで常時連絡が取れること
- (5) インターネットをご利用いただけること
- (6) お客さまご自身の電子メールアドレスをお持ちであること
- (7) 本取引にかかる報告書面の電子交付に同意いただけること
- (8) 日本国内に居住する 20 歳以上の 90 歳未満で行為能力を有する個人、または日本国内で登記されている法人であること（日本国外に本店または主たる事業所を有する事業者を除く）
- (9) お客さまの保証金の入出金口座は当社普通預金口座であり、円貨のみの取り扱いであることに同意いただけること
- (10) お客さまの知識や経験、財産および投資の目的において当社が別途定める基準を充たしていること
- (11) 前各号ほか当社が定める要件に同意いただけること

3. 取引チャネル

JNB-FX ではパソコンの他、i モード・Yahoo!ケータイ・EZweb 等の携帯電話端末でも取引いただけます。自動音声・コールセンターのオペレーター経由による注文・レート照会は受け付けいたしません。当社システム障害時も同様となっております。

4. 取引時間

本サービスの取引時間は以下のとおりです。

	通 常	米国のサマータイム
JNB-FX 取引時間	月曜日 午前7時～ 土曜日 午前6時40分	月曜日 午前7時～ 土曜日 午前5時40分
JNB-FX 取引のシステム メンテナンス時間（※）	毎日 午前6時40分～午前7時	毎日 午前5時40分～午前6時

（※）上記 JNB-FX システムメンテナンス時間以外に、当社トップページがシステムメンテナンスでご利用いただけません場合があります。その場合、JNB-FX 専用のログイン画面より JNB-FX 取引がご利用いただけます。ただし、保証金の入出金や JNB-FX 口座の解約等のご利用いただけません。

5. 取引可能日

原則として上記の取引時間帯で業者間の相対取引が可能な状態であれば、日本の銀行等の金融機関休業日であっても年末年始・欧米のクリスマス期間など当社があらかじめ指定する時間帯を除いて取引いただけます。

なお、年末等は、為替市場の出来高が激減し、売買スプレッドが広がるなど、リスクが高くなる可能性があります。

取引日等に関する当社の定義

営業日	営業日とは、日本の銀行等金融機関の休業日以外の日をいいます。
取引日	取引日とは、JNB-FX の取引が行える日をいいます。
約定日	約定日とは、お客さまの売買注文が約定した日をいいます。
決済	決済とは、反対売買にかかる注文が約定した場合に、売付総約定代金から買付総約定代金および手数料その他の諸経費等を控除した金額にスワップポイントを加減した金額を授受することをいいます。

6. 取引通貨

通貨ペアとは、本取引の対象となる一対の通貨をいい、左右並べて表記し、左側の通貨1単位に対して右側通貨で売買するのに必要な金額で表示されます。

JNB-FX で取り扱う通貨ペアはUSD/JPY (米ドル/日本円)、EUR/JPY (ユーロ/日本円)、AUD/JPY (豪ドル/日本円)、GBP/JPY (英ポンド/日本円)、NZD/JPY (ニュージーランドドル/日本円)、CAD/JPY (カナダドル/日本円)、CHF/JPY (スイスフラン/日本円)、HKD/JPY (香港ドル/日本円)、ZAR/JPY (南アフリカランド/日本円)、EUR/USD (ユーロ/米ドル)、GBP/USD (英ポンド/米ドル)、USD/CHF (米ドル/スイスフラン) の組み合わせとなります。

それぞれの外貨の売建て、買建てができます。

また、保証金は日本円のみでの差入れとなり、評価損益は円換算で表示、計算します。

7. 取引単位

10,000 通貨単位が 1 取引単位です。各通貨の最低取引単位数は次のようになります。

USD (米ドル) の最低取引単位数： 1,000 米ドル

EUR (ユーロ) の最低取引単位数： 1,000 ユーロ

AUD (豪ドル) の最低取引単位数： 1,000 豪ドル

GBP (英ポンド) の最低取引単位数： 1,000 英ポンド

NZD (ニュージーランドドル) の最低取引単位数： 1,000 ニュージーランドドル

CAD (カナダドル) の最低取引単位数： 1,000 カナダドル

CHF (スイスフラン) の最低取引単位数： 1,000 スイスフラン

HKD (香港ドル) の最低取引単位数： 1,000 香港ドル

ZAR (南アフリカランド) の最低取引単位数： 1,000 南アフリカランド

8. 呼び値の単位 (ティック)

1 通貨単位あたり 0.01 円です。

※ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドルの場合は、1 通貨単位あたり 0.0001 米ドル、米ドル/スイスフランの場合は、1 通貨単位あたり 0.0001 スイスフラン

9. 取引レート

取引レートは 1 通貨単位を画面上に提示いたします。

JNB-FX では買気配 (Bid) と売気配 (Ask) の両方の価格を同時に提示いたします。

※買気配と売気配の間には価格差 (スプレッド) があります。

※価格については、インターバンク市場に準じて決定します。

10. 注文の種類

(1) 当社での注文種類は以下のとおりです。

種類	内容
リアルプライス	提示されているレートで発注する注文方法です。レートの変動が激しい場合は約定しない場合があります。
成行	価格を指定しない注文方法です。取引システムで処理した時のレートで約定するため、レートの変動が激しい場合は注文時に提示されていたレートと異なるレートで約定する場合があります。
指値	価格を指定する注文方法です。
ストップ (逆指値)	指定した価格以上で買う、または指定した価格以下で売るといった注文方法です。利益や損失の水準を決める際に便利です。
IFD (If Done)	あらかじめ新規注文と決済注文の価格を指定して、同時に発注しておく注文方法です。新規注文が約定した後、あらかじめ指定した価格で決済注文ができるため、利益や損失を確定することができます。
OCO (One side done then Cancel the Other order)	2つの注文を同時に出しておき、一方が約定するともう一方の注文は自動的に取り消される注文方法です。新規注文の同時発注および、決済注文の同時発注が可能となります。価格がどちらかに振れようとしている際に、利益や損失をあらかじめ決めることが可能となります。
IFO (IF+OCO)	IFD と OCO を組み合わせた注文方法です。あらかじめ新規注文の価格を指定すると同時に、決済注文で2つの注文を同時に発注することが可能です。

※ ポジションが成立している場合、両建てはできません。

(2) 定時自動注文とは、以下の内容を事前設定することで、設定から1年間、第2金曜日午後2時付近のレートをもって自動的に注文する方法です。

項目	内容
通貨	全通貨ペア
レバレッジ	レバレッジ2、レバレッジ5
売買の区分	売・買
取引数量	1,000 通貨単位
注文間隔	毎月、2ヶ月ごと、3ヶ月ごと

※定時自動注文の設定、取消はパソコンのみ受け付けます。

1 1. 注文状況について

取引画面に表示される注文状況は以下のとおりです。

注文状況	内容
注文中	指値注文、ストップ注文、IFD の新規注文、OCO の新規注文、IFO の新規注文が執行中（未約定）である時の表示
成立	約定した注文
待機中	IFD、IFO の新規注文が約定した時に執行される未執行の注文
取消	お客さまが取消をされた注文
不成立	約定すること無く注文期限の経過した注文

1 2. 注文の有効期限

発注時に以下のような注文の有効期限を指定できます。

種類	説明
当日中 (D a y)	約定が可能となる日の属する時間まで (4.取引時間を参照)
週末	約定が可能となる日の属する週末まで (4.取引時間を参照)
無期限	お客さまからの取り消しが無い限り有効

1 3. 注文の取消・変更

お客さまの注文は、未約定の場合には取り消しを行うことができるものとします。また、指値等による注文内容（指定レートや取引数量）を訂正される場合には、その内容を所定の方法より訂正してください。

1 4. 一注文あたりの発注上限取引単位

一注文あたり 100 取引単位まで発注いただけます。

※指値注文・ストップ注文を利用する場合は、上限を 200 取引単位までとします。

なお、全ポジションの上限は執行中の注文を含め、円換算で 5 億円相当額までとさせていただきます。

15. 取引手数料

新規注文、決済注文がそれぞれ約定した場合には、下記の取引手数料をお支払いただきます。取引手数料は決済注文が成立したときに一括でのお支払いとなります。

1千～9千通貨	50円	1千通貨あたり片道
1万通貨以上	30円	1千通貨あたり片道

- ・ 日計り商いの時は、手数料は片道分のみです。
- ・ 取引手数料には消費税はかかりません。
- ・ 日本時間の午前7時から翌朝午前6時40分、米国サマータイム期間中は日本時間の午前6時（月曜日は午前7時）から翌朝午前5時40分を手数料計算の同一取引日とします。

16. スワップポイント

- (1) スワップポイントとは通貨ペアにかかる通貨間の金利差調整額のこと、ロールオーバーを行うことにより発生します。高金利の通貨を買い、低金利の通貨を売れば、金利差の調整分を受け取れます。逆に低金利の通貨を買い、高金利の通貨を売れば、金利差の調整分を支払うこととなります。当社ではスワップポイントは日々評価損益に反映されます。実際の受け渡しは、ポジションを反対売買した際、およびスワップポイント振替の際に行います。

※「ポジション」とは、未決済の約定（建玉）をいいます

※「ロールオーバー」とは、ポジションの決済日を翌日以降に繰り延べることをいいます

※1万通貨未満のスワップポイントは、受け取りの場合は少数点以下の切り下げ、支払いの場合は切り上げられます

- (2) スワップポイント振替とは、保有しているポジションを決済することなく、発生しているスワップポイントを全額JNB-FX口座に振り替える機能のことをいいます。

①振替の執行

スワップポイントが100円以上のポジションに対して、発生しているスワップポイントを即時にJNB-FX口座に振り替る「即時振替」と、一定期間ごとに自動的に振り替える「予約振替」の2種類の方法をお客さまで選択することができます。

即時振替：処理を行ったタイミングで振り替え

予約振替：処理を設定した日を基準として、処理の取り消しが行われるまで

指定の間隔（1・2・3・6ヶ月ごとの第1土曜日）で自動的に振り替え

②振替事務手数料

振り替えの際にはポジション毎に事務手数料が発生します。事務手数料は振り替えるスワップポイントの5.25%、上限1,050円（いずれも消費税含む、2007年2月10日現在）が適用されます。

事務手数料は振替時に徴収され、スワップポイントから事務手数料を差し引いた金額をJNB-FX口座に振り替えます。

③利用条件

下記の場合においては、スワップポイント振替を設定しても振替処理を行いません。

- ・振替処理時にスワップポイントが100円に満たない場合
 - ・振替処理時に保証金維持率が71%未満の場合
- ※同時に複数のポジションのスワップポイント振替を行った場合は、ポジションの注文番号の古い順に振り替え、保証金維持率が71%未満になった時点で、後続の振り替え処理を中止いたします。

また、スワップポイント振替の設定および変更・取消はパソコンでのみ受け付けます。

17. 完全前受制度

当社普通預金口座からのJNB-FX口座への振替入金を確認できた時点で、取引が可能となります。

18. 保証金等の入金

JNB-FX口座への入金は当社の普通預金口座からの振り替えによるものといたします。振り替えにおける振込手数料はかかりません。外貨通貨および有価証券による充当はできません。

19. 保証金の出金

JNB-FX口座におけるすべての取引に関する当社とお客さまとの間の金銭の受け払いについては、保証金勘定において処理することとします。当社に預託されている保証金の額が、預託すべき金額を超えている時、お客さまは、超過分の全部または一部の返還を受けることができます。なお、出金についても円貨のみの取り扱いとなり、出金先は当社の普通預金口座のみとなります。

20. 保証金に関する用語

用語	説明
保証金	お預かりしているお客さまの保証金をいいます。
必要保証金	現在お持ちのポジションに必要な保証金額をいいます。
維持保証金	必要保証金×50%（マージンコールのレベルです。） 有効保有保証金が維持保証金額を下回るとご入金していただく必要が生じます。
ロスカット （レベル）	必要保証金×ロスカットレベル（30%等）のことです。 有効保有保証金がロスカット金額を下回るとすべてのポジションを強制的に決済いたします。 ロスカットレベルはお客さま自身で変更できます。
未払手数料	新規にポジションを持たれた際に発生した取引手数料です。 決済時に決済手数料と合わせて JNB-FX 口座より徴収します。
評価損益金	現在お持ちのポジションで発生している損益金額（スポット損益＋スワップ損益）をいいます。
発注済必要保証金	現在発注いただいている注文の必要保証金（有効保有保証金には含まれません）です。
預り評価残高	保証金合計＋評価損益金です。
有効保有保証金	保証金合計＋評価損益金－発注済必要保証金です。
維持率	必要保証金に対して、有効保有保証金の割合を表示しています。 [維持率＝有効保有保証金÷必要保証金]
不足金額	ポジションを維持するために不足している金額です。
振替可能額	普通預金へ振替（出金）できる金額です。

21. 必要保証金

各通貨毎に基準レートを設け、一取引あたりの必要保証金を設定します。相場状況によって、新規注文時の必要保証金の金額が異なります。毎週金曜日のニューヨーククローズ時点で下記のルールにより数値を算出し、その数値が基準レートに達していた場合はその翌々週から必要保証金を変更します。

※ニューヨーククローズとは・・・外国為替市場において便宜的に1日の終了とされる時間のこと。
日本時間午前7時。（米国夏時間では日本時間午前6時）

必要保証金額増額の条件

- ・1週間各取引日のニューヨーククローズ時点における各通貨ペアの平均価格（当社の提示する Bid レートを基準に毎週金曜日のニューヨーククローズ時点で算出します、以下「週間平均価格」といいます。）が、当社の定める基準レートを超えた場合。ただし、各週金曜日のニューヨーククローズ時点において当社の提示する終値の Bid レートが、基準レートから10%を超えて下落していた場合、必要保証金額は増額されないものとします

- ・毎週最終取引日のニューヨーククローズ時点において当社の提示する価格の Bid レートが基準レートを 5%以上上回っている場合
- ※その他、外国為替相場の急変動など当社が必要と判断した場合、相当の猶予期間を設けた後、必要保証金額を増額することができるものとします

必要保証金額減額の条件

- ・週間平均価格が当社の基準レートを 5%以上下回った場合で、各週最終取引日のニューヨーククローズ時点において当社の提示する終値の Bid レートが必要保証金変更となる価格以下であった場合
- ・今週最終取引日のニューヨーククローズ時点において当社の提示する終値の Bid レートが、基準レートを 10%以上下回った場合
- ※ただし、外国為替相場の急変動など、当社が適当でないと判断した場合には、必要保証金の増減額は行わないものとします

必要保証金額増減額の適用期間

- ・必要保証金変更の条件が満たされた場合翌々週の最初の取引日から適用するものとします
- ・適用された新必要保証金額は次の増減額の条件が満たされ、それが適用されるまで適用するものとします
- ・必要保証金の金額の変更は、変更の実施後に発注された新規の注文に対して適用するものとします
- ※変更実施以前よりお持ちであったポジション、並びに変更の実施以前に発注され、かつ実施後に約定したポジションについては対象外とします

必要保証金変更基準レート（全通貨ペア共通 1,000 通貨あたりレバレッジ 10 の場合）

対円レート	必要保証金（円）
～29.99	2,000
30～49.99	4,000
50～79.99	5,000
80～99.99	8,000
100～149.99	10,000
150～199.99	15,000
200～	20,000

※ユーロ/米ドルの必要保証金については、ユーロ/円と同じものとします。

※英ポンド/米ドルの必要保証金については、英ポンド/円と同じものとします。

※米ドル/スイスフランの必要保証金については、米ドル/円と同じものとします。

2.2. 評価損益

マージンコールおよびロスカット等を判断する際に採用する為替レートは、買建ての場合は、売りサイドでのレート、売建ての場合は、買いサイドのレートに基づいて評価損益を計算します。

2.3. 警告メール

取引日の午前 9 時 30 分の段階で維持率が 60%割れの場合、お客さまの保証金状況について警告メールをお出しします。次項のマージンコール・ロスカットの対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

2.4. 評価の値洗い・マージンコール・ロスカット

【評価の値洗い】

取引日の午後 3 時の為替レートでお客さまのポジションを再評価し、維持率の算定を行います。

【マージンコール】

取引日（取引が行える日）の午後 3 時の為替レートでお客さまのポジションを評価した際に、お客さまの維持率が 50%を下回った場合は、照会画面等にてご連絡いたします。お客さまは、ポジションを反対売買して決済するか、追加で保証金を差入れることによって、維持率を 50%以上に回復していただきます。50%を下回った時点から新規注文や保証金の出金をご利用いただけません。

【ロスカット】

ロスカット制度とは、維持率（ロスカットレベル）を下回った際に、損失の拡大を防ぐために、当社の所定の方法により、強制的にお客さまのポジションの全部を反対売買して決済する制度です。維持率を下回っているかどうかの計算は、別途当社の定める時間毎に行います。また、維持率を下回った場合、ポジションが決済された内容をお客さまにメール等にてご連絡いたします。なお、維持率（ロスカットレベル）の初期設定は 30%になっており、お客さま自身で当社所定のロスカットレベルを選ぶことができます。また、ロスカットによって、お客さまの口座に不足金（下記 25.「不足金について」ご覧ください）が発生した場合には、お客さまは不足金発生日の翌営業日までに当該不足金額を JNB-FX 口座に差し入れていただく必要があります。

当社ではロスカットルールを設けておりますが、最終的に相場変動等により預け入れ資産を超える損失を被る可能性があります。この場合、保証金の追加差入が必要になります。

25. 不足金について

ポジションの決済による損金額が預け入れ資産合計を上回り、不足金が発生した場合には、お客さまは不足発生日の翌営業日（履行期日）までに不足金を JNB-FX 口座に入金していただく必要があります。当該不足金のご入金がない場合は、当社でお預りしている預金を当社の任意でお客さまの計算により処分して適宜債務の弁済に充当することができるものとします。それでも不足金の充当ができない場合は、履行期日の翌日より履行の日まで年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けるものとします。

26. 決済期日

決済期日の指定はございません。決済取引においては、保有ポジションの中から、お客さま自身が選んで行えます。

27. ログインID・パスワードの管理

当社トップ画面がシステムメンテナンス中に JNB-FX の取引画面にログインするログイン ID・パスワードはお客さまを特定する重要な情報となります。お客さまご自身で厳重な管理をお願いします。お客さまご本人以外の第三者に知られた場合、お客さまになりすまして取引が行われる等の重大な影響が生じる可能性があります。取引画面でパスワードの変更が可能となっておりますので、適宜、ご変更ください。

28. お客さまへのご連絡

必要保証金の不足等により、当社が必要と判断した場合等には、お客さまが JNB-FX 用にご登録のメールアドレスにご連絡いたします。

29. アカウントロック

当社トップページのシステムメンテナンス時の取引に必要なログイン ID、パスワードを連続して一定回数誤って入力されますと口座がロックされ、ログインおよび取引ができなくなります（アカウントロック）。アカウントロックの解除につきましては、当社トップページからログイン後、JNB-FX 取引画面にログインされますとロックが解除されます。（当社トップページのシステムメンテナンス中は解除ができません）

30. 取引報告書等の交付について

JNB-FX での取引報告書等は書面では交付いたしません。本取引の報告は JNB-FX の取引画面または電子交付によって行われます。その詳細は当社が別途定めて表示するところによるものとします。

31. 口座解約

JNB-FX 口座を解約する場合は、JNB-FX 口座解約の画面より解約することができます。その際、保証金残高は 0 円でないと解約することができません。また解約後、取引残高報告書の発行はで

きませんので解約前に必ずご確認ください。

3 2. 口座の閉鎖

お客様の保証金残高 0 円の状態が 6 ヶ月以上続いた場合には、JNB-FX 口座を閉鎖する場合があります。

3 3. 税金について

個人のお客様の場合、外国為替保証金取引により生じた利益は雑所得または事業所得として総合課税の対象となりますが、詳しくは最寄りの税務署へご相談ください。

3 4. 行政への報告

当社とお客様との外国為替取引に付随し、当社との外国為替取引は「外国為替および外国貿易法」第 20 条第 3 号乃至第 4 号に規定される「資本取引」と解せられます。したがって、本来ならば財務省令で定められた額（1 億円）以上の取引を行った場合は、お客様並びに当社は日本銀行経由財務大臣に報告の義務があります。しかし、当社では同法第 55 条 3 項の規定に従い、お客様に代わって一括報告を行いますので、お客様個々の届出の必要はございません。ただし、関係法令の変更等により、お客様に手続きをしていただくケースが生じる可能性があります。その際には、当社よりご連絡いたしますので、あらかじめご留意願います。

3 5. 資産の保全について

お客様から預託された保証金は、法令の規定に基づき、株式会社三井住友銀行へ金銭信託を行う方法により当社の財産とは区分して管理するものとします。

本内容は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定される場合があります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課するものであるときは、その改定事項を当社所定の方法によりお知らせいたします。

■登録金融機関の受託に関する禁止行為

登録金融機関は、金融商品取引法により、店頭金融先物取引（外国為替保証金取引を含みます。以下同じ。）の受託等（一般顧客を相手方として店頭金融先物取引を行い、または一般顧客のために店頭金融先物取引の媒介、取り次ぎもしくは代理を行う行為をいいます。以下同じ。）に関して、次のような行為を禁止されています。

- ①店頭金融先物取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭金融先物取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- ②顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭金融先物取引契約の締結を勧誘する行為
- ③店頭金融先物取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭金融先物取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対しする勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- ④店頭金融先物取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- ⑤店頭金融先物取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭金融先物取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭金融先物取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- ⑥店頭金融先物取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- ⑦店頭金融先物取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部もしくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、又は第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- ⑧店頭金融先物取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、又は第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- ⑨店頭金融先物取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

- ⑩本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、知識顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭金融先物取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- ⑪店頭金融先物取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- ⑫店頭金融先物取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- ⑬店頭金融先物取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- ⑭店頭金融先物取引契約に基づく店頭金融先物取引行為をすることその他の当該店頭金融先物取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- ⑮店頭金融先物取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- ⑯店頭金融先物取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭金融先物取引契約の締結を勧誘する行為
- ⑰あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭金融先物取引をする行為
- ⑱個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭金融先物取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭金融先物取引をする行為
- ⑲店頭金融先物取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- ⑳店頭金融先物取引行為（証拠金その他の保証金を預託する取引に係るものに限ります。）につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭金融先物取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

外国為替保証金取引に関する主要な用語

- ・ **アスク (Ask)**

お客様の買値のレート

- ・ **売建玉 (うりたてぎょく)**

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- ・ **オファー**

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客さまはその価格で買い付けることができます。

- ・ **外国為替保証金取引 (がいこくかわせほしょうきんとりひき)**

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う保証金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

- ・ **買建玉 (かいたてぎょく)**

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- ・ **買戻し (かいもどし)**

売建玉を手仕舞う (売建玉を減じる) ために行う買付取引をいいます。

- ・ **金融商品取引業者 (きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)**

外国為替保証金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

- ・ **差金決済 (さきんけっさい)**

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

- ・ **指値注文 (さしねちゅうもん)**

価格の限度 (売りであれば最低値段、買いであれば最高値段) を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに行う注文を成行注文といいます。

- ・ **デリバティブ取引**（デリバティブとりひき）
 その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
- ・ **店頭金融先物取引**（てんとうきんゆうさきものとりひき）
 外国為替保証金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。
- ・ **店頭デリバティブ取引**（てんとうデリバティブとりひき）
 金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。
- ・ **値洗い**（ねあらい）
 建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。
- ・ **ビッド**（Bid）
 お客さまの売値のレート
- ・ **保証金**（ほしょうきん）
 先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。保証金には、取引成立の際に差し入れる当初保証金と建玉について割り込むことができない維持保証金の区分があることがあります。この場合、お客さまが差し入れている保証金額が維持保証金額を下回った場合には、当初保証金の水準まで追加保証金を入金していただく必要があります。
- ・ **両建て**（りょうだて）
 同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。
- ・ **ロスカット**
 お客さまの損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客さまの建玉を強制的に決済することをいいます。
- ・ **ロールオーバー**
 外国為替保証金取引において、同一取引日中に反対売買されなかった建玉を翌取引日に繰り越すことをいいます。